



たかおか

2021
October
NO.762

10

特
集

インボイス制度(適格請求書等保存方式)について、
正しく理解していますか？

株式会社 ハピネス



たかおか得する
まちのゼミナール

atelier Miyu's



ペピープラザ サカキヤ



自家焙煎珈琲専門店 CafeBeans

インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

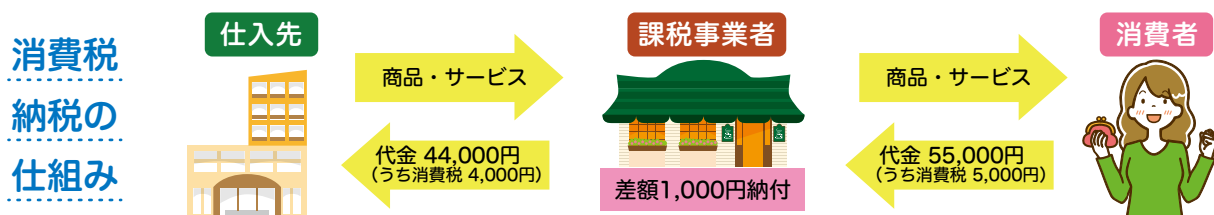
10月1日から登録申請書の提出が可能になりました。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは？

複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要になります。

免税事業者※1の方であっても、影響を受ける場合があります

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません。また免税事業者でも、課税事業者になることを選択することが出来ます。



この時に、仕入先に支払った消費税は仮払いとなり、消費者から受け取った消費税は預りとなります。この時に預かっていた消費税から仮払いをしていた消費税を差引き、差額(1,000円)を納付します。この仮払いしていた消費税を差し引くことを「仕入税額控除」と呼びます。

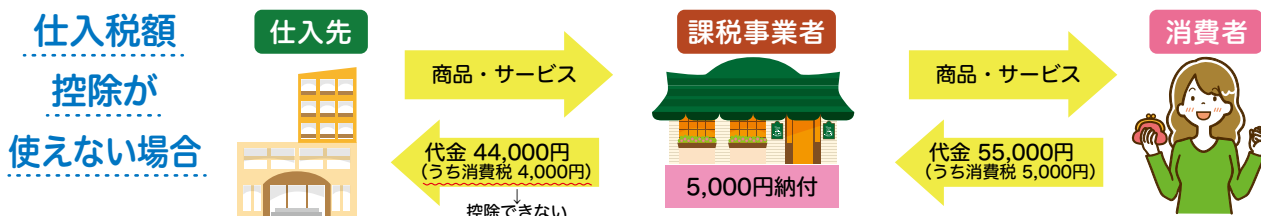
インボイス制度が始まると、今までの方式(区分記載請求書等保存方式)では消費税の仕入税額控除ができなくなります。 また自社がインボイス制度に対応していても、仕入先が対応していない場合、同様に仕入税額控除ができなくなります。 ※2

※2 インボイス制度の実施後は、対応している事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税を控除することが出来なくなりますが、制度実施後6年間は一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。

この場合は4,000円を差し引くことが出来ず、預かった消費税をそのまま納付することになるため、5,000円を納付することになります。

免税事業者に代金を支払った場合には仕入税額控除ができないことから、この場合自社が課税事業者の場合、納税額が増加します。また自社が免税事業者の場合は、課税事業者から取引をやめると言われる可能性があります。このため制度を正しく理解し、自社の状況を把握しておく必要があります。

○自社がインボイスに非対応 ○仕入先がインボイス方式に非対応 (免税事業者を含む)



課税事業者

- インボイス発行者(適格請求書発行事業者)の登録
- 仕入先がインボイスを発行するかの確認

免税事業者

- 取引先にインボイス発行の有無を確認
- 自らがインボイス発行者の登録をするかの検討
- ※ 免税事業者がインボイス発行者の登録をするためには、「課税事業者」になる必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター TEL. 0120-205-553 (平日9:00 ~ 17:00)

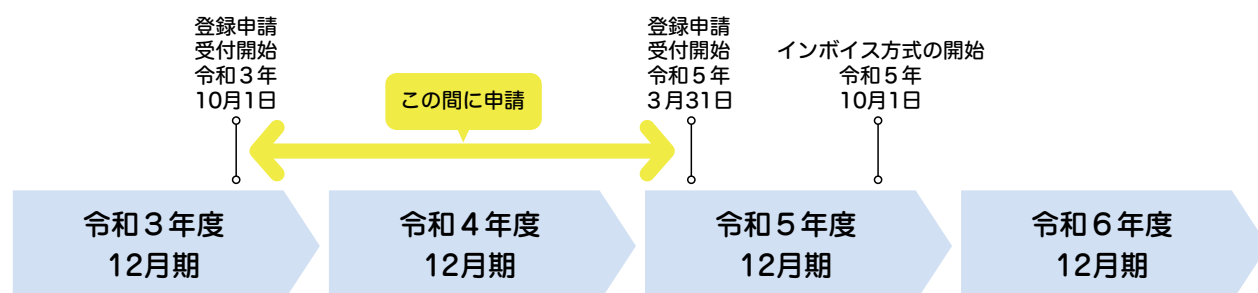


について、正しく理解していますか？

インボイス発行事業者になるには登録申請手続きが必要です

登録は課税事業者が受けることが出来ます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録申請書を提出後、税務署による審査を経て、登録された場合は登録番号などの通知および公表が行われます。登録申請・登録通知の受領もe-Taxでも行うことができます。

登録申請のスケジュール



令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。

免税事業者は令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です。この場合は「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

適格請求書の記載事項

請求書			
日付	品名	金額	
10月5日	魚 ※	5,000円	
10月5日	豚肉 ※	10,000円	
10月5日	タオル	2,000円	
...	...	...	
...	...	...	
...	...	...	
合計	120,000円	消費税 12,000円	
8%対象	40,000円	消費税 3,200円	
10%対象	80,000円	消費税 8,000円	

※軽減税率対象

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目の場合、その旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することが出来ます。

適格簡易請求書の記載事項

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目の場合、その旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）
- 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

消費税・その他全般的なご相談お問合先
中小企業相談所 TEL 0766-23-5007



包装容器を利用・製造・輸入する事業者の皆様へ 容器包装リサイクル制度のお知らせ ～ 義務を忘れていませんか ～

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の減量化や再商品化(リサイクル)などのルールを定めた法律です。この中では消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割が決められています。

昨今の情勢により、テイクアウト販売等で容器包装の利用が増加傾向にあるとともに、これまで適用除外となっていた小規模事業者が事業拡大により、本制度の対象となる事例も見受けられます。

容器包装を利用・製造・輸入する事業者には、以下の責務と義務が定められています。

責 務

- 繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制
- 分別基準適合物の再商品化等の促進

再商品化義務

- 容器包装の利用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存(保存期間5年)
- 容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)

排出抑制の促進の義務

- 年間50トン以上容器包装を利用した小売事業者は、容器包装の使用量や排出抑制の取組状況の定期的な報告

※規模の小さい事業者は、再商品化の義務が免除される場合がありますので再商品化義務の有無を、自己診断してみましょう。
<https://www.jcpra.or.jp/specified/chart/tabid/127/index.php#Tab127>

《再商品化の対象となる容器包装》

ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルム など



PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル

※PET素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります。



紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用バック など

※段ボール、牛乳等の紙バックは対象外です。



※複数の素材から作られた容器包装は、もっとも重い素材に分類します。①業務用に販売されるものは再商品化の対象外です。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

HPには、申込手続き、再商品化委託料の算出方法の他、パンフレットや関連の資料等が掲載されています。

▶▶▶ <https://www.jcpra.or.jp/>

【再商品開拓申込に関する問合せ先】

オペレーションセンター TEL: 03-5610-6261 (受付時間 平日9:30～17:30)



PHOTO LIBRARY



9.14～22

常任委員会を開催

地域振興プランの改訂 令和4年度提案要望について協議

総務・組織運営常任委員会など5常任委員会を高岡商工ビルで開催した。会議では平成29年12月に作成された地域振興プランの戦略・推進方法の見直しや改訂版(案)についての説明の他、令和4年度の高岡市への提案要望について協議が行われた。委員会ごとに関連箇所のプラン改訂案について意見交換がされ、新型コロナウイルスに関する継続要望に加え新規要望などを取りまとめた後、11月に高岡市への要望書提出を予定している。



9.15～17

集合健康診断を実施

労働者の健康確保を推進

2021年度の集合健康診断を実施し、会員事業所112社625名が受診した。当所では、会員事業所から希望者を募り、毎年9月に(一財)北陸予防医学協会の巡回健診を高岡商工ビルで実施しており、身体測定や尿検査などの基本的な診断から、胃部X線検査、乳がん検査などのオプション検査まで希望に合わせて設けた3コースを実施する他、高岡総合健診センターで受診できる人間ドックも受け付けている。



9.28

高岡食のブランド推進実行委員会を開催

令和3年度事業について協議

高岡の観光魅力向上の一環として、「食」のブランド化について検討する高岡食のブランド推進実行委員会を高岡商工ビルで開催し、委員ら13名が出席した。実行委員会では令和2年度事業と収支決算報告が承認された他、令和3年度事業として予定している日本橋とやま館での食と工芸の展示即売会の開催や、これまで商品開発を行ってきた「昆布」と並ぶ新たなコンセプトを持った食のテーマの開発・普及について意見交換を行った。



9.29

3級簿記講座が開講

日商簿記3級の取得を目指して学習

正確な簿記の実務や記帳方法、経理を学びたいと考えている方、初めて簿記を学ぶ方、簿記3級の取得を目指す方を対象とした簿記講座が開講した。富山県立高岡商業高等学校の長峰 弘通教諭が講師を務め、9月29日～10月29日の間で全12回の日程で行われる。14名の方が参加し、熱心にメモを取りながら講義を聴いていた。11月21日に第159回日商簿記検定試験が行われる予定で、3級取得を目指す方はこの日に合わせて学習していく。